

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年4月8日

八代市長 中村 博生

記

1. 取りまとめた協議結果の名称

人・農地プラン（昭和地区）

2. 協議の結果を設けた区域の範囲

昭和地区（昭和校区全域）

3. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月27日

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体の状況

○経営体数

個人 71 経営体（うち認定農業者 62 経営体）

法人 8 経営体（うち認定農業者 8 経営体）

集落営農 0 組織

※認定農業者の共同申請については、1 経営体として計上

5. 地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない

6. 当該区域における農業の将来の在り方

中心となる経営体へ農地を集積し農地の遊休化を防ぎ、中心経営体の作業の効率化・規模拡大をはかる。

7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用し、中心経営体へ農地を集積する。